

指 第 2 8 3 号
令和 3 年 1 0 月 1 日

岡山県所管
訪問介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
通所介護
事業所 管理者 殿

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長
(公 印 省 略)

サテライト事業所の設置に係る審査の取扱いについて

いわゆるサテライト事業所（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所介護に係る事業者指定において、本体の事業所と一体的に指定がなされる出張所等をいう。以下同じ。）の設置に係る審査の取扱いを別紙のとおり一部改正し、令和3年10月1日から適用することとしましたので、お知らせします。

なお、平成27年11月20日付け長寿第1494号は、令和3年9月末日をもって廃止します。

記

(参考) 主な変更点

- (1) 「主たる事務所との相互支援が行える体制にあること。」の距離的要件について、サテライト事業所が「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）」に立地する場合について、一定の要件の下に、本体事業所からサテライト事業所まで通常の交通機関を利用して概ね30分以内で移動できることとした。
- (2) 上記(1)の取扱いに伴い、サテライト事業所利用計画書を別紙様式に改訂した。

サテライト事業所の設置に係る審査について (訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護)

1. 国の通知

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

(平成11年9月17日、老企第25号)

各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知

第2 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

なお、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所が訪問看護事業所として指定を受けている場合であって、当該サテライト指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定訪問看護を行うものとして①～⑤を満たす場合には、本体事業所の指定訪問看護事業所に含めて指定できるものであること。

2. 審査項目

サテライト事業所の設置は、上記1を踏まえて取り扱うこととし、具体的な審査項目は以下のとおりとする。

(1) サテライト事業所の使用目的等について

- ・サテライト事業所の使用目的及び必要とする理由が適切なものであること。

(2) サテライト事業所の適正な運営の担保について(各サービス別)

- ・サテライト事業所の適正な運営を担保するため、サービスごとに次に掲げる要件を満たしていること。

【訪問介護】

- ①サテライト事業所に訪問介護員を配置していること。
- ②サテライト事業所の建物は、申請者(法人)が所有又は賃借していること。

【訪問看護】

- ①サテライト事業所に看護職員を配置していること。
- ②サテライト事業所の建物は、申請者(法人)が所有又は賃借していること。

【訪問リハビリテーション】

- ①サテライト事業所に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置していること。
- ②サテライト事業所の建物は、申請者(法人)が所有又は賃借していること。

【通所介護】

- ①サテライト事業所は1つの単位として取り扱い、介護職員又は看護職員について単位ごとに基準上必要な人員を配置していること。
- ②サテライト事業所の建物は、申請者（法人）が所有又は賃借していること。
- ③サテライト事業所について、本体事業所と同様の設備基準を満たしていること。
（食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室の設置）

（3）国の通知①について

- ・利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等は、本体事業所の管理者（又は訪問介護におけるサービス提供責任者）が行うこと。

（4）国の通知②について

- ・職員の勤務体制、勤務内容等の管理は本体事業所において行うこと。
- ・主たる事業所と相互支援が行える体制として、本体事業所からサテライト事業所まで、通常の交通手段を利用して概ね20分以内で移動できること。ただし、サテライト事業所が、中山間地域等のうち特別地域加算の対象地域である「厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）」に位置する場合には、この限りでない。
- ・サテライト事業所が「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）」に立地する場合は、サービスごとに次の要件を満たす場合は、本体事業所からサテライト事業所まで、通常の交通手段を利用して概ね30分以内で移動できること。

【訪問介護】特定事業所加算のいずれかを算定していること。

【訪問看護】次の（イ）及び（ロ）のいずれも満たすこと。

（イ）緊急時訪問看護加算及びターミナルケア加算の体制を届け出ていること。

（ロ）サービス提供体制強化加算のいずれかを算定していること。

【訪問リハビリテーション】次の（イ）及び（ロ）のいずれも満たすこと。

（イ）リハビリテーションマネジメント加算のいずれかを算定していること。

（ロ）サービス提供体制強化加算のいずれかを算定していること。

【通所介護】サービス提供体制強化加算のいずれかを算定していること。

（5）国の通知③について

- ・苦情処理や損害賠償等は、本体事業所において行うこと。

（6）国の通知④について

- ・本体事業所と同一の運営規程を定め、運営されること。

（7）国の通知⑤について

- ・人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理は、本体事業所の管理者が一元的に行うこと。

4. 審査の方法

サテライト事業所の設置に係る審査は、次の方法で行うこと。

- （1）事前協議を求めること。
- （2）新規指定申請書又は変更届（既設事業所にサテライトを設置する場合）に、「サテライト事業所利用計画書」その他必要な書類を添付することとする。
（具体的な必要書類については、サービスごとに「申請の手引き」に掲げることとする。）

5. 本通知の適用時期

本通知は、令和3年10月1日からの審査（事前協議を含む。）について適用することとし、同日前に審査を完了している案件（設置済みのサテライト事業所を含む。）については、なお従前の例による。

サテライト事業所利用計画書（訪問介護）

事業所番号 _____
 事業所名 _____

サテライト事業所について次の項目について記入のこと

項 目	説 明
1 サテライト事業所の使用目的及び必要とする理由（具体的に記入すること）	
2 サテライトの適正運営に係る確認事項（チェックを入れる）	<input type="checkbox"/> サテライト事業所に訪問介護員を配置している <input type="checkbox"/> サテライト事業所の建物は法人が所有若しくは賃借
3 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導を行う担当者	職 名 _____ 氏 名 _____ （本体事業所の管理者又はサービス提供責任者が行うこと）
4 勤務体制、勤務内容等の管理を行う担当者	職 名 _____ 氏 名 _____ （本体事業所の管理者が行うこと）
5 本体事業所とサテライト事業所の位置関係	本体事業所の所在地 _____ サテライト事業所の所在地 _____ 距離 km _____ 移動時間 時間 分（交通手段 ） _____ サテライトは、特別地域加算の対象地域に（該当・非該当） _____ サテライトは、中山間地域等小規模事業所加算対象地域に（該当・非該当） _____ 特定事業所加算の算定（あり・なし） _____
6 本体事業所とサテライト事業所の相互支援体制（急病等による代替要員の派遣等）（相互支援体制を具体的にどのような手段で確保しているか）	
7 苦情処理や損害賠償等の対応を行う担当者	職名 _____ 氏名 _____ （本体事業所の管理者もしくは開設者が行うこと）
8 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理を行う担当者	職名 _____ 氏名 _____ （本体事業所の管理者が行うこと）

サテライト事業所利用計画書（訪問看護）

事業所番号

事業所名

サテライト事業所について次の項目について記入のこと

項 目	説 明
1 サテライト事業所の使用目的及び必要とする理由 (具体的に記入すること)	
2 サテライトの適正運営に係る確認事項 (チェックを入れる)	<input type="checkbox"/> サテライト事業所に看護職員を配置している <input type="checkbox"/> サテライト事業所の建物は法人が所有若しくは賃借
3 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導を行う担当者	職 名 氏 名 (本体事業所の管理者が行うこと)
4 勤務体制、勤務内容等の管理を行う担当者	職 名 氏 名 (本体事業所の管理者が行うこと)
5 本体事業所とサテライト事業所の位置関係	本体事業所の所在地 サテライト事業所の所在地 距離 km 移動時間 時間 分 (交通手段) サテライトは、特別地域加算の対象地域に (該当・非該当) サテライトは、中山間地域等小規模事業所加算対象地域に (該当・非該当) 緊急時訪問看護加算及びターミナルケア加算の体制の届出 (あり・なし) サービス提供体制強化加算の算定 (あり・なし)
6 本体事業所とサテライト事業所の相互支援体制 (急病等による代替要員の派遣等) (相互支援体制を具体的にどのような手段で確保しているか)	
7 苦情処理や損害賠償等の対応を行う担当者	職名 氏名 (本体事業所の管理者もしくは開設者が行うこと)
8 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理を行う担当者	職名 氏名 (本体事業所の管理者が行うこと)

サテライト事業所利用計画書（訪問リハビリ）

事業所番号

事業所名

サテライト事業所について次の項目について記入のこと

項 目	説 明
1 サテライト事業所の使用目的及び必要とする理由（具体的に記入すること）	
2 サテライトの適正運営に係る確認事項（チェックを入れる）	<input type="checkbox"/> サテライト事業所に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置している <input type="checkbox"/> サテライト事業所の建物は法人が所有若しくは賃借
3 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導を行う担当者	職 名 氏 名 （本体事業所の管理者が行うこと）
4 勤務体制、勤務内容等の管理を行う担当者	職 名 氏 名 （本体事業所の管理者が行うこと）
5 本体事業所とサテライト事業所の位置関係	本体事業所の所在地 サテライト事業所の所在地 距離 km 移動時間 時間 分（交通手段 ） サテライトは、特別地域加算の対象地域に（該当・非該当） サテライトは、中山間地域等小規模事業所加算対象地域に（該当・非該当） リハビリテーションマネジメント加算の届出（あり・なし） サービス提供体制強化加算の算定（あり・なし）
6 本体事業所とサテライト事業所の相互支援体制（急病等による代替要員の派遣等）（相互支援体制を具体的にどのような手段で確保しているか）	
7 苦情処理や損害賠償等の対応を行う担当者	職名 氏名 （本体事業所の管理者もしくは開設者が行うこと）
8 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理を行う担当者	職名 氏名 （本体事業所の管理者が行うこと）

サテライト事業所利用計画書（通所介護）

事業所番号

事業所名

サテライト事業所について次の項目について記入のこと

項 目	説 明
1 サテライト事業所の使用目的及び必要とする理由 (具体的に記入すること)	
2 サテライトの適正運営に係る確認事項 (チェックを入れる)	<input type="checkbox"/> サテライト事業所に、単位ごとに基準上必要とされる介護職員、看護職員を配置している <input type="checkbox"/> サテライト事業所の建物は法人が所有若しくは賃借 <input type="checkbox"/> 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有している
3 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導を行う担当者	職 名 氏 名 (本体事業所の管理者が行うこと)
4 勤務体制、勤務内容等の管理を行う担当者	職 名 氏 名 (本体事業所の管理者が行うこと)
5 本体事業所とサテライト事業所の位置関係	本体事業所の所在地 サテライト事業所の所在地 距離 km 移動時間 時間 分 (交通手段) サテライトは、特別地域加算の対象地域に (該当・非該当) サテライトは、中山間地域等に立地 (該当・非該当) サービス提供体制強化加算を算定 (有・無)
6 本体事業所とサテライト事業所の相互支援体制 (急病等による代替要員の派遣等) (相互支援体制を具体的にどのような手段で確保しているか)	
7 苦情処理や損害賠償等の対応を行う担当者	職名 氏名 (本体事業所の管理者もしくは開設者が行うこと)
8 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理を行う担当者	職名 氏名 (本体事業所の管理者が行うこと)

特別地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域一覧

(令和3年4月1日現在)

市町村名	「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1)						
	特別地域加算対象地域(15%:注1)			「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)ただし、岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域			
	離島振興対策 実施地域	振興山村 (注2)	厚生労働大臣が 別に定める地域	豪雪地帯	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注3)
岡山市	犬島	旧宇甘東村(下田・高津・宇甘・中泉) 旧宇甘西村(勝尾・紙工・虎倉) 旧竹枝村(大田・吉田・土師方・小倉) 旧上建部村(建部上・宮地・富沢・田地子・品田)	—	—	旧御津町 旧建部村 旧上建部村 旧鶴田村	— (注4)	あり
玉野市	石島	—	—	—	—	—	あり
備前市	大多府島 鴻島	旧神根村(今崎・神根本・高田・和意谷) 旧三国村(加賀美・多麻・都留岐・笹目)	—	—	全域	全域	あり
瀬戸内市	前島	—	—	—	旧牛窓町	旧牛窓町	—
赤磐市	—	旧熊山村2-2(勢力・千鉢・奥吉原) 旧山方村(是里・滝山・黒本・黒沢・中山) 旧佐伯北村(稲蒔・光木・石・八島田・暮田) 旧布都美村2-2(合田・中畑・石上・小鎌・西勢美・広戸)	—	—	旧笹岡村 旧熊山村 旧山方村 旧佐伯北村	旧赤坂町 旧吉井町	あり
和気町	—	旧佐伯村(津瀬・米沢・佐伯・父井原・矢田部・宇生・田賀・小坂・加三方) 旧日笠村(保曾・日笠上・日笠下・木倉)	—	—	旧佐伯村 旧和気町	旧佐伯町	あり
吉備中央町	—	旧津賀村(広面・上加茂・下加茂・美原・加茂市場・高谷・平岡・上野・竹部) 旧円城村(上田東・細田・三納谷・上田西・円城・案田・高富・神瀬・小森) 旧新山村(尾原・笹目・福沢・溝部)	—	—	旧津賀村 旧円城村 旧新山村 旧江与味村 旧豊野村 旧下荘荘村	全域	あり
倉敷市	松島 穴口島	—	—	—	—	—	—
笠岡市	高島 白石島 北木島 真鍋島 小飛島 大飛島 六島	—	—	—	旧神島内村 旧北木島村 旧真鍋島村	—	あり
井原市	—	旧宇戸村(宇戸谷・上高末・鳥頭・宇戸)	—	—	旧井原市 旧宇戸村 旧芳井町	全域	あり
総社市	—	旧下倉村(下倉) 旧富山村(宇山・種井・延原・楠)	—	—	旧池田村 旧日美村 旧下倉村 旧富山村	—	あり
高梁市	—	旧中井村(西方・津々) 旧玉川村(下切・玉・増原) 旧宇治村(穴田・宇治・遠原・本郷) 旧高倉村(飯部・大瀬八長・田井) 旧上有漢村(上有漢) 旧吹屋町(吹屋・中野・坂本) 旧中村(布寄・羽根・長地・相坂・小泉) 旧大賀村(仁賀・上大竹・下大竹) 旧高山村(高山・高山市・大原) 旧平川村(平川) 旧湯野村(西山・東油野・西油野)	川上町地頭 川上町七地 川上町三沢 川上町領家 川上町吉木 川上町臘数 備中町志藤用瀬 備中町布瀬 備中町長屋 備中町布賀	—	全域	全域	あり
新見市	—	旧豊永村(豊永赤馬・豊永宇山・豊永佐伏) 旧熊谷村(上熊谷・下熊谷) 旧菅生村(菅生) 旧千屋村(千屋・千屋実・千屋井原・千屋花見) 旧上刑部村(上刑部・大井野) 旧丹治部村(田治部・布瀬) 旧神代村 旧新郷村 旧本郷村 旧万歳村 旧新砥村 旧矢神村 旧野馳村	—	旧新見市 旧大佐町 旧神郷町	全域	全域	あり

市町村名	「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1)						
	特別地域加算対象地域(15%:注1)			「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)ただし、岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域			
	離島振興対策 実施地域	振興山村 (注2)	厚生労働大臣が 別に定める地域	豪雪地帯	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注3)
浅口市	—	—	—	—	旧寄島町	旧寄島町	—
早島町	—	—	—	—	—	—	—
里庄町	—	—	—	—	—	—	—
矢掛町	—	旧美川村(上高末・下高末・字角・内田)	—	—	旧美川村	全域	あり
津山市	—	旧上加茂村 旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村(奥津川・川東・市場・案内・羽賀・大吉・西村・日本原・大岩) ※旧新野村の日本原は該当しません。	—	旧津山市 旧勝北町 旧加茂町 旧阿波村	旧一宮村 旧高田村 旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村 旧新野村 旧大井西村	旧加茂町 旧阿波村 旧久米町	あり
真庭市	—	旧富原村(若代・下岩・清谷・曲り・古呂々尾中・若代畝・高田山上・月田本・岩井谷・岩井畝・上・野・後谷) 旧津田村(野原・舞高・旦土・吉・田原山上・上山) 旧湯原町(禾津・釘貫小川・下湯原・田羽根・都喜足・豊栄・仲間・久見・本庄・見明戸・三世七原・社・湯原温泉) 旧二川村(粟谷・黒杭・種・小童谷・藤森) 旧美和村(余野上・余野下・檜西・檜東・目木・三崎・中原・台金屋) 旧美甘村(鉄山・黒田・田口・延風・美甘) 旧中和村(下和・初和・別所・真加子・吉田)	—	旧湯原町 旧美甘村 旧川上村 旧八束村 旧中和村	旧北房町 旧勝山町 旧津田村 旧美川村 旧河内村 旧湯原町 旧久世町 旧美甘村 旧川上村 旧中和村	全域	あり
美作市	—	旧梶並村(右手・真殿・梶並・楮・東谷上・東谷下) 旧栗広村2-1(長谷内・馬形・宗掛) 旧大野村(川上・滝・野形・桂坪・笹岡) 旧東粟倉村(後山・太田・川東・中谷・野原・東青野・東吉田) 旧豊田村(北原・友野・山口・山外野・大原・猪臥・海内・平田) 旧巨勢村2-1(巨勢・海田) 旧福山村(万善・国貞・鈴家・田淵・柿ヶ原) 旧巨勢村2-2(尾谷) 旧河会村(上山・中川・横尾・北・南・滝ノ宮)	—	旧勝田町 旧大原町 旧東粟倉村	旧勝田町 旧大原町 旧東粟倉村 旧豊田村 旧巨勢村 旧作東町 旧英田町	全域	あり
新庄村	—	全域	—	全域	全域	全域	あり
鏡野町	—	旧富村(大・楠・富仲間・富西谷・富東谷) 旧久田村(久田上原・久田下原・黒木・河内・土生) 旧泉村(井坂・女原・至孝農・杉・西屋・箱・養野) 旧羽出村(羽出・羽出西谷) 旧奥津村(奥津・奥津川西・下齋原・長藤) 旧上齋原村 旧中谷村(入・山城・中谷)	—	旧奥津町 旧富村 旧上齋原村	全域	全域	あり
勝央町	—	—	—	—	—	—	あり
奈義町	—	旧豊並村(馬桑・関本・小坂・高田・皆木・西原・行方)	—	全域	旧豊並村	全域	あり
西粟倉村	—	全域	—	全域	全域	全域	あり
久米南町	—	旧弓削町(下弓削・西山寺・松・上弓削・塩之内・羽出木・全間・仏教寺・下ニヶ・上ニヶ・泰山寺)	—	—	旧弓削町 旧龜山村	全域	あり
美咲町	—	旧倭文西村(北・南・里・中) 旧江与味村2-2(江与味) 旧西川村(西併和・西川・西川上)	上口 小山 栢原 中併和 東併和 西	—	旧大併和村 旧旭町 旧吉岡村 旧南和気村	全域	あり

注1:福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を除く。

注2:振興山村、豪雪、特定農山村、過疎は平成合併前の旧市町村名で指定されています。

注3:辺地については、別表(辺地地域一覧表)により御確認ください。

注4:旧過疎地域は、令和6年3月31日までの間に限り、過疎地域とみなす。

注5:加算対象地域であるか、地名のみでは判断できない指定地域があります。具体的な対象地域については、各市町村にお問い合わせください。

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
 (昭和37年法律第88号) 第2条第1項に規定する辺地

辺地地域一覧 (具体的な場所等が不明な場合は、該当市町村に確認すること。) (R3. 4. 1現在)

市町村名	辺地名								合計 203辺地
岡山市	山上・石妻	杉谷	畑鮎	金山寺	北野	勝尾・小田	野口	大田上	
	和田南	東本宮	土師方上						
津山市	物見	河井・山下	黒木	阿波	奥津川	八社	新野山形	西上	
玉野市	石島								
笠岡市	高島	白石島	北木島	真鍋島	飛島	六島			
井原市	野上南部	池井	西星田	黒木	宇頭				
総社市	延原・宇山								
高梁市	山際	柴倉	上野	追田	野呂	遠原	秋ヶ迫	西山	
	檜井	丸岩	陣山	大津寄	西野呂	割出	中野	坂本	
	吹屋	小泉	長地	上大竹	高山	布賀	平川	湯野	
新見市	花見	井原	千屋	菅生	足見	土橋	赤馬	宇山	
	松仁子	法曾	大井野	上油野	三室	高瀬	三坂	青木	
	田淵	大野	荻尾	久保井野	高野川東				
備前市	大多府島	加賀美	都留岐						
赤磐市	是里東	是里西	是里中	滝山	中山	八島田・暮田	戸津野	石・平山	
	合田・中畑	小鎌・石上	中勢実・西勢実						
真庭市	清谷	曲り・古呂々尾中	後谷	上・岩井畝	高田山上・野・若代畝	見尾・真賀	神代	吉	
	田原山上・上山	別所・佐引	関上	日野上	杉山・日の岨	藤森	杉成・河面・大杉	栗谷	
	立石	三野瀬	種	福井	見明戸	鉄山	阿口	樽見	
	井殿								
美作市	右手	真殿	梶並	東谷下	東谷上	宗掛	江ノ原	西町	
	滝	野形	田井	後山	中谷	東青野	山外野	海田	
	日指	角南	白水	万善	国貞	田渕	柿ヶ原	梶原	
	小房	宮原	上山	中川	北				
和気町	大成	上田土	南山方・丸山	奥塩田	北山方	塩田	室原	岸野	
	日笠上	日笠下	木倉	田原上	田原下	本	清水	大杉・加賀知田	
矢掛町	宇内								
新庄村	堂ヶ原								
鏡野町	近衛	香北	羽出	奥津	上齋原	富			
勝央町	上香山								
奈義町	皆木								
西粟倉村	大茅	坂根	塩谷						
久米南町	羽出木	全間	龍山	山手	京尾				
美咲町	長万寺	金堀	大併和西	和田北	大併和東	角石祖母	北	里	
	中	西川上	併和	小山	大山	高城	定宗本山	上間	
吉備中央町	広面	加茂山	津賀西	三納谷	高富	笹目・千守	納地	黒山	